

## みなみ阿波「釣〜リズム」魅力体感・発信事業委託業務仕様書

### 1 目的

徳島県南部（阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町）の「山・川・海」三拍子そろった豊かな自然を活かし、徳島県南部の観光資源と「釣り」を組み合わせた徳島県南部ならではのコンテンツの造成を支援する。また、そのコンテンツを活用し、初心者・ファミリー層を対象とした「モニターツアー」を実施するとともに、モニターツアーで得られた素材を活用しパンフレット制作やプロモーションを実施し、みなみ阿波「釣〜リズム」として徳島県南部の魅力発信を行う。

### 2 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

### 3 業務内容

下記（１）～（５）の業務を実施すること。

#### （１）コンテンツ造成

以下の要件を満たす、徳島県南部の観光資源と「釣り」を組み合わせた徳島県南部ならではのコンテンツを企画・造成すること。

- ① 以下のテーマを例として、徳島県南部の観光資源と「釣り」を組み合わせたコンテンツを3つ以上企画造成すること。  
「グルメ」「温泉」「水上アクティビティ」「キャンプ」「お遍路（歴史・文化）」  
「絶景（室戸阿南海岸国定公園等）」「離島」「DMV」など。
- ② 徳島県南部の魅力を再発見する内容であること。

#### （２）モニターツアーの実施

##### ① ツアーの造成

以下の要件を満たすこととし、参加者に徳島県南部の魅力を再発見してもらえる内容のツアーを提案すること。

##### ア プラン設定

次の2つのテーマに沿ったツアープランを設定すること。

また、（１）で造成したコンテンツをプランに組み込むこと。

- （ア） 徳島県南部の魅力を再発見する
- （イ） 学校では学ぶことができない『学びの場』を提供する

##### イ 開催時期

契約締結後～令和7年2月の間で開催をすること。

##### ウ ツアーの催行

上記3（２）アで提案・設定したツアープランを催行すること。

## エ 参加料金

ツアー参加者に対し、参加費を求めること。徴収した参加料金は、受注者の収入とし、事業に充当すること。

## ② 安全管理

訪問先との事前打ち合わせ及び現地確認を行い、見学場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。なお、旅行保険には必ず加入すること。

## ③ 参加者の募集

ア 受注者は、参加者の募集、申し込みの受付、旅行契約の締結を行うものとする。また、参加者からの問い合わせ対応等は受注者の責任において実施することとし、以下の体制をとることを想定する。なお、問い合わせがあった場合は、内容を記録し発注者へ報告すること。

イ 各ツアーに応じた定員を設定した上で、最少催行人数（最少組数は3組程度とする）を設定すること。

ウ 参加者の募集告知に当たっては効果的にPRを行うこと。

## ④ その他の業務

ア その他、ツアー全般に関する企画・調整・手配・運営管理（旅程管理を含む）

イ 業務実施体制の構築

ウ 発注者との打ち合わせ

エ ツアー参加者へのアンケートの作成・配布・分析

オ 実績報告書の作成・提出

## ⑤ 不可抗力等によるツアーの中止等について

ア 不可抗力等によりツアーを実施できない場合の費用負担は、協議の上、経費の一部を発注者が負担するものとする。なお、ツアー催行日の設定は、悪天候によりすべてのツアーが中止となることのないように考慮することとし、万が一、ツアーの一部が悪天候により実施できないことが想定される場合は、あらかじめ代替プランを用意すること。

イ 感染症等の状況により開催が困難な場合は、発注者と協議すること。

ウ 申込者が最少催行人数に達せず、ツアーを中止した場合、中止に伴い新たに発生する経費は受注者の負担とする。なお、委託料の範囲内で再度ツアーを企画し実施することを妨げない。

## (3) パンフレットの作成・印刷

### ① 業務内容等

ア パンフレットに係る企画、アイデア、対象の取材等

- ・他の情報発信ツールとの連動性や、活用方法も考慮して作成すること
- イ パンフレットのデザイン、レイアウト、文案作成、必要な画像の提供
- ・写真、イラスト等紙面の構成に必要な資料等は受託者において入手することを基本とする。ただし時期等の関係により入手困難な写真等がある場合は委託者所有の写真や資料とすることができる
- ウ パンフレットの電子データの作成及び納品
- エ パンフレットの印刷及び納品
- オ その他、パンフレットの制作に必要な事項
- カ その他、本業務に関する提案

## ② パンフレットの内容

- ア 上記3（2）で実施するモニターツアーで得られた素材を活用すること
- イ 『行きたい、食べたい、体験したい』など実際に行きたくなる要素を盛り込み、遊び心をもたせて徳島県南部の観光資源の活用例、体験例など全体の魅力が伝わるもの
- ウ 釣りを初めて体験する方に伝えておくべき基本的な内容
- エ 徳島県南部の周遊性を高め、滞在時間の延長が期待でき、読んで楽しく、理解しやすいもの
- オ 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなり、徳島県南部への訪問の動機付けとなるもの
- カ カラーユニバーサルデザイン及びメディアユニバーサルデザインに対応したもの
- キ 外国人旅行者にも分かりやすくするため重要な事柄は英語併記するなど多言語への対応を意識したシンプルな記載を心がけること
- ク 位置や距離関係が分かりやすい地図
- ケ 時期ごとに釣れる魚や釣り方を記した地図またはカレンダー
- コ 釣具店など、釣り初心者にとって参考になる業者やHP等のリスト

## ③ 仕様等

規格：A4版8ページ以上 フルカラー印刷

## (4) 現地釣りガイド養成

初心者やファミリー層が気軽に「釣り」を体験できるように、徳島県南部の観光地での「釣りガイド」を養成する。

### ① 業務内容等

#### ア 参加者の募集

- ・上記3（1）で造成した、徳島県南部の観光資源と「釣り」を組み合わせたコンテンツを実施する地域の方を対象とすること。

#### イ 釣りガイド講習会

- ・釣りガイドを行うのに必要な知識を学ぶための講習会を実施すること。なお、オンライン等で実施も可とする。

#### ウ 釣りガイド実習

- ・上記3（2）で実施するモニターツアーの機会を活用し、ガイド実習を実施すること。

#### エ 釣りガイド認定の事務

- ・釣りガイドの認定の事務を担い、釣りガイド講習会と実習を修了した方の氏名、住所、連絡先をまとめた名簿を作成すること。

#### (5) プロモーション素材収集

新しい取組である、みなみ阿波「釣〜リズム」のプロモーションに活用するために画像、映像等の広報素材を収集する。

##### ① 業務内容等

- ・上記3（1）や（2）で造成されたコンテンツやモニターツアーの様子を撮影、記録し、電子記録媒体にまとめたものを納品する。

## 4 委託料

(1) 上限6,500千円（消費税及び地方消費税相当額（税率10%）含む）

#### (2) 対象となる経費

- ア 人件費（給与・賃金・専従職員の社会保険料・手当等）
- イ 報償費（執筆者謝礼等）
- ウ 旅費（出張旅費・執筆者旅費代等）
- エ 需用費（消耗品費・印刷費・燃料費等）
- オ 役務費（通信費・運搬費・広告料等）
- カ 使用料及び賃借料（リース代・会場使用料等）
- キ 負担・補助金（イベント参加費等）
- ク 委託料（他の団体へ委託する場合は、事前に協議すること）

#### (3) 対象とならない経費

- ア 施設整備費及び備品購入を目的とするもの
- イ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ウ その他、事業との関連が認められない経費

(4) 委託業務に要した経費は、原則、領収書等で確認できることとし、領収書等で照合が困難な経費は、その支払いの積算の根拠を明確にすること。

## 5 成果物

- (1) 事業実施報告書 紙2部 及び 電子データ
- (2) パンフレット（日本語版） 5,000部
- (3) パンフレットの電子データ 一式  
（再編集可能なデータ、アウトライン化済みのAIデータ、PDFデータ）
- (4) 写真テキスト等データ 一式
- (5) 釣りガイド名簿 一式

- (6) モニターツアーで得られた広報素材 一式  
(電子記録媒体で納品すること)

## 6 納品場所

〒779-2305 徳島県海部郡美波町奥河内字弁才天17-1  
徳島県南部総合県民局 地域創生防災部<美波>地域創生担当  
電話 0884-74-7354 ファクシミリ 0884-74-7337  
メール nanbu\_c\_m@pref.tokushima.lg.jp

## 7 委託契約について

- (1) 委託契約に係る委託料は、必要な場合は一部前金払いを可能とする(要事前協議)。
- (2) 委託契約に基づく事業に係る会計関係帳簿を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別するとともに、労働関係帳簿を整備し雇用の状況について適正に記録すること。なお、委託者において必要に応じて委託業務の執行状況の検査を行う。
- (3) 委託業務完了後は成果物及び収支報告等を添えた実績報告書を提出すること。

## 8 留意事項

### (1) 一般事項

- ① 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ② 事業の進捗や成果の達成状況を確認するため、必要に応じて中間報告会を開催すること。
- ③ 業務の実施に当たっては、委託者と十分協議しながら事業を進めること。
- ④ 仕様書に記載のない項目で疑義が生じた場合はその都度委託者と協議するものとする。
- ⑤ 本委託業務において、制作された著作物の所有権、著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)及びその他一切の権利は、委託者に帰属するものとする。ただし、受託者のビジネスモデル及びノウハウ、システムに属するものを除く。
- ⑥ ホームページ・SNSで使用する写真、動画、イラスト等の素材については、受託者の責任において著作権・肖像権を有する者の承諾を得ることとし、委託者が契約期間中及び契約期間終了後に使用する場合においても、問題が生じないようにすること。
- ⑦ 他の団体の管理する記事等の情報の引用や二次利用を行う場合は、当該団体のガイドラインに沿った情報発信となるよう必要な調整を行うこと。
- ⑧ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た機密、個人情報等は他に漏らしてはならない。(別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。)

### (2) 業務体制

- ① 委託者と調整したスケジュールで行うこと。
- ② 業務執行にあたり、委託業務を総括し、委託者からの指示を受ける窓口として、

制作責任者を置き、地方公共団体や関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

- ③ 本件委託業務の期間終了後、本事業の実施を別の受託者が実施することとなる可能性を踏まえ、契約期間中における業務の引き継ぎ等に配慮すること。また、契約期間終了後の一定期間は、新たな受託者からの問い合わせ等への対応に努めること。
- ④ 委託者が受検する場合など、本件委託事業の実施に係る事実確認等の必要が生じた場合に支障がないよう、委託業務終了後一定期間の書類等の保存に留意すること。